

A 市長室からお答えします

プラスチック製容器包装の分別方法

Q リサイクルできるプラスチックごみが、可燃ごみとして出されているのをよく見かけます。プラスチックごみの正しい分別方法について教えてください。

A 市では、プラスチックごみの一部を「プラスチック製容器包装」という分別区分で収集し、リサイクルしています。

プラスチック製容器包装として収集できるのは、プラマークの付いたプラスチック製の容器と包装です。油や食べ残しなどで汚れていたら洗い流し、きれいになった物を白色の指定袋に入れて出してください。

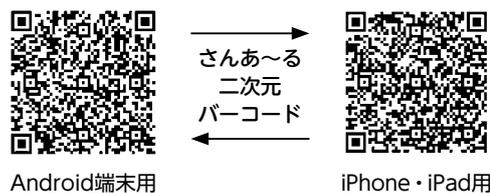
汚れや臭いが取れない物はリサイクルできませんので、可燃ごみ(青色の指定袋)として出してください。また、プラマークの付いていないプラスチック製品も可燃ごみとなりますので、分別するときはプラマークの有無を確認しましょう。

プラスチック製容器包装の収集は令和元年度まで月2回でしたが、リサイクルできるプラスチックごみが可燃ごみとして出されている現状や、家庭内で保管しきれないといった意見が多かったことを踏まえ、令和2年度から収集回数を週1回に変更しました。各地域の収集日は市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/index0155.html>) や、収集日が事前に通知されるスマートフォン用アプリ「さんあ〜る」で

確認してください。さんあ〜るは下記の二次元バーコードからダウンロードできます。

収集したプラスチック製容器包装は、再生品事業者により新たなプラスチック製品に生まれ変わりますが、一定以上の異物混入があるとリサイクルに不適合とみなされてしまいます。正しい分別と容器・包装の洗浄が必要となりますので、皆様のご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。



消費生活相談Q&A

気付いていますか？ 香り付きの柔軟剤による香害

Q マンションの隣人が洗濯物に香り付きの柔軟剤を使用していて、そのにおいが原因で頭痛やめまい、吐き気が起こります。窓を閉めても換気扇などからにおいが入ってくるのでとても困っています。どう対応すればよいでしょうか。

A 衣類の風合いを柔らかく保ち、静電気を防止する効果がある柔軟剤。海外製の香りの強い柔軟剤がブームになったのをきっかけに、芳香性を意識した商品が増えました。一方で、そのにおいによって周りの人を不快にさせたり、香料に含まれている化学物質が原因で体調を崩すきっかけをつくったりしてしまう「香害」が問題になっています。

まずは、ほかの住民に「自分にとって快適なおにおいが、知らないうちに他人に影響を与えているかもしれない」という認識をもってもらう必要があります。マンションの管理会社や自治会などに相談し、ポスターや回覧板で注意喚起をするなど、声

を上げることが大切です。注意喚起用のポスターが健康増進課(保健福祉館内)にありますので利用してください。

また、香害による健康被害が出た場合は、速やかに医師の診断と適切な治療を受けるようにしましょう。

香り付きの柔軟剤を使用している皆さんへ

国民生活センターのテストでは、商品に表示されている適正量の2倍の量を使用しても、化学物質が増えるのみで、においの強さはあまり変わらないという結果が出ています。また、使用量が多いとタオルなどの吸水性が低下するという報告もあります。適正量を守り、周囲への配慮を心掛けてください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



国民健康保険

給付内容を紹介します

国民健康保険に加入している皆さんがけがや病気で病院にかかったとき、また出産したり死亡したりしたとき、次のような保険給付が受けられます。

給付を受けるときは、必要書類と印鑑、世帯主(葬祭費の場合は葬祭を行った人)と手続きの対象となる人のマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カードと窓口に来た人の本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カードなど)、世帯主(葬祭費の場合は葬祭を行った人)の口座番号が分かる物を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。

出産や死亡したときは

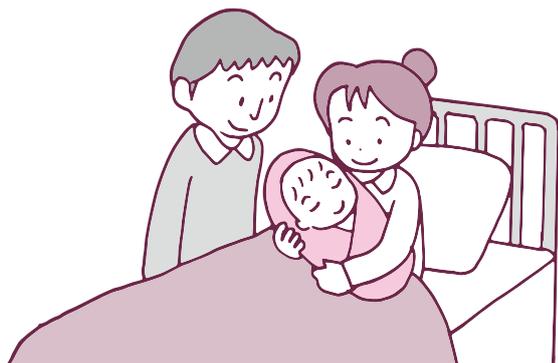
出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、出産育児一時金が42万円支給されます。

ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に出産した場合は、加入していた保険から支給を受けることもできます。

また、出産費用に産後一時金を直接充てることができる直接支払制度があります。対応していない医療機関もありますので、くわしくは医療機関で確認してください。

必要書類＝母子健康手帳、医師の証明書(死産・流産の場合)、出産費用の領収書など



葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費が5万円支給されます。

ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに加入していた人が、その保険をやめてから3カ月以内に死亡した場合は、加入していた保険から支給されます。

必要書類＝会葬礼状または葬儀の領収書など

払い戻しが受けられます

療養費の支給

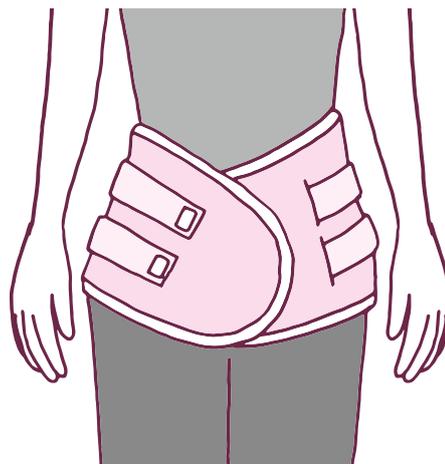
次のような場合、保険年金課に申請してください。国保連合会が審査・決定し、自己負担分を除いた額が後日払い戻されます。

【ケース①】急病でやむを得ず保険証を持たずに自費診療で病院にかかった場合

必要書類＝病院などに支払った費用の領収書、診療報酬明細書など

【ケース②】手術などで生血による輸血を受けたり、医師の指示でコルセットやギプスなどの補装具を着けたりした場合

必要書類＝医師の証明書、領収書(採寸などの明細が書かれた物)など



【ケース③】海外渡航中に病院にかかった場合(日本国内の保険診療として認められた治療)

必要書類＝診療内容明細書、領収明細書(日本語訳文も必要)など

移送費の支給

移動が困難な被保険者が、医師の指示により緊急に必要な医療の提供を受けるために、医療機関に移送される場合に支給されます。

必要書類＝医師の証明書、領収書(経路などの明細が書かれた物)

支払った医療費が高額になったら

高額療養費の支給

被保険者の医療費が高額になり、負担した額が一定限度を超えると、その超えた分が支給されます。当てはまる人には治療を受けた月から2～3カ月後に通知を送付します。

必要書類＝医療費の領収書、該当通知書

こんなときにはご注意ください

第三者行為

交通事故など自分以外の人の行為によって、けがや病気をし国民健康保険を使って治療を受ける場合は必ず事前に保険年金課に連絡し、第三者行為による傷病届を提出してください。

給付が受けられないケース

健康診断・美容整形など病気と見なされないもの、業務上のけがや病気、けんかによるけがなどは給付が受けられません。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。